

StarPay 加盟店向け V ポイントプログラム加盟規約

第 1 条（規約の適用）

本規約は、StarPayマルチポイントサービス加盟店規約の特約として、CCCMKホールディングス株式会社（以下「運営者」といいます）が提供するVポイントプログラムに関して、株式会社ネットスターズ（以下「ネットスターズ」といいます）とVポイントプログラムに参加するStarPay加盟店（以下「加盟店」といいます）との一切の關係に適用されます。

第 2 条（規約の変更）

1. ネットスターズが定める方法により随時加盟店に通知される諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。また、ネットスターズは、加盟店の事前の承諾を得ることなく本規約を変更することがあります。ネットスターズが本規約を変更した場合には、ネットスターズは当該変更内容について、ネットスターズが定める方法により随時加盟店に通知するものとします。
2. 加盟店は、前項に定めるネットスターズによる通知後、第5条第1項にて定義する専用端末を利用した場合、本規約の変更を承諾したものとみなします。

第 3 条（定義）

本規約において、次の用語は、それぞれ次の意味で使用されます。

用語	用語の定義
V会員	運営者が定める「V会員規約」に同意し、運営者が発行する会員識別番号（以下「会員識別番号」といいます）を付与された個人をいいます。
Vポイントカード	会員識別番号が確認できるカードもしくは別途運営者が指定する会員識別番号を確認できるもの（携帯端末等）をいいます。
Vポイントプログラム	自らの運営する店舗及び自ら行う事業において、Vポイントカードを提示又は会員識別番号を入力したV会員に対して、当該V会員が利用した金額に応じてVポイントを付与し又は付与されたVポイントを還元するサービスをいいます。

Vポイントプログラム参加	Vポイントプログラムの導入を希望する企業（個人営業主を含みます）が、ネットスターズに対して直接Vポイントプログラムの導入に関する申し出をし、ネットスターズが直接当該申し出を承認することをいいます。
Vポイントプログラム参加企業	ネットスターズが直接Vポイントプログラムへの参加を認定した企業をいいます。
Vクーポン	運営者が、V会員に対して、Vポイントプログラム参加企業その他の企業の運営する店舗等で利用できる各種割引クーポン（各種広告を含みます）を発券するサービスにおける当該発券されるクーポン及び各種広告の総称をいいます。
参加店舗	加盟店が営む事業のうち、Vポイントプログラムに参加する店舗をいいます。
加盟契約	ネットスターズと加盟店との間のVポイントプログラム参加に係る契約をいいます。
Vポイントプログラムマニュアル	Vポイントプログラムに関するサービスオペレーション等の詳細を定めた、別途運営者が加盟店に提供するマニュアル類の総称をいいます。
Vポイントプログラムシステム	Vポイントプログラムを実施するためにネットスターズ及び運用者が、管理・運用する専用システムをいいます。
管理画面	加盟店におけるVポイントの付与・還元状況を確認することのできる加盟店専用のWebサイトをいいます。
ポイント発行企業	運営者と同様又は類似のポイントプログラムを運営する企業をいいます。
個人情報	氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の

	情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます）をいいます。なお、情報主体（本人）の生死は問いません。
--	--

第4条（加盟契約の成立）

1. 加盟契約は、加盟店が本規約に同意の上、ネットスターズ所定の「加盟店申込書（以下「申込書」といいます）を提出することによりネットスターズに対しVポイントプログラム参加の申し込みをし、ネットスターズがこれを承諾することにより成立します。
2. 加盟店は、当該申込書の記載内容に変更があった場合、速やかにネットスターズに書面により報告するものとし、ネットスターズの承諾を得るものとします。なお、加盟店がネットスターズより当該承諾を取得できない場合は、加盟店による報告日から起算して3カ月経過した日を以って、加盟契約は終了するものとします。

第5条（専用端末）

1. 加盟店は、ネットスターズから有償で提供されるVポイントプログラム実施のための専用端末（以下「専用端末」といいます）を加盟店におけるVポイントの付与・還元・Vクーポンの発券・運営者とのデータ連携その他Vポイントプログラム実施のために用いるものとします。
2. 加盟店は、専用端末を善良なる管理者の注意をもって保管するものとし、第三者に貸与・譲渡等をしてはなりません。

第6条（Vポイント付与）

1. 加盟店は、参加店舗において、Vポイント付与対象商品を購入し又はVポイント付与対象サービスを利用し、かつ、Vポイントカードを提示又は会員識別番号を入力して決済したV会員に対し、Vポイントを付与するものとします。
2. Vポイント付与率は、申込書に記載のとおりとします。但し、ネットスターズ及び運営者が加盟店におけるVポイント付与率の変更を許諾した場合は、この限りではないものとします。なお、本項但書きに基づき、Vポイント付与率を変更する場合は、当該許諾日の翌々月1日より、変更後のVポイント付与率を適用するものとします。
3. 専用端末で付与することができるVポイント数には、以下のとおり上限があります。但し、加盟店が当該Vポイント付与上限数の変更を、ネットスターズの指定する書面によ

り申請し、ネットスターズ及び運営者が当該申請を承諾した場合はこの限りではありません。なお、加盟店は、月間Vポイント付与総数上限を引き上げる場合、別途運営者と協議するものとします。

【Vポイント付与上限数】

(1) 一取引あたり（付与1件あたり）のVポイント付与数の上限：5,000ポイント

(2) 参加店舗1店舗あたりの月間Vポイント付与総数上限：200,000ポイント

4. ネットスターズは、加盟店がVポイントを付与したV会員が、V会員資格の喪失等の原因により、Vポイント付与の対象外となった場合、ネットスターズの判断によって、当該V会員のVポイントを取り消すことができるものとします。加盟店は、運営者が本項に従いVポイントを取り消す場合があることにつき、予め承諾するものとします。

第7条（料金体系）

加盟店は、ネットスターズに対し、申込書に記載する条件に従い、次の各号に定める料金を支払うものとします。

(1) 「加盟金」

※参加店舗1店舗あたりの料金となります。

※加盟金は、Vポイントプログラム参加の対価であって、一旦授受が為された後は、いかなる理由があっても返還されないものとします。

(2) 「システム基本料」

※参加店舗1店舗あたりの料金となります。

※システム基本料は日割計算されません。

(3) 「ポイント付与代金」

(4) 「システム使用料」

(5) 「その他費用」

第8条（債権譲渡）

1. ネットスターズは、加盟店が、加盟契約に基づく金銭債務（以下「加盟店債務」といいます）を本規約に定める支払期日までに履行しなかった場合、当該債務にかかる運営者の一切の債権を、第3者に対して譲渡（以下「本件譲渡」といいます）することがあります。
2. 加盟店は、本件譲渡が実行された場合、運営者より本件譲渡を受けた第3者に対し、当該債務を別途代理店の指定する方法により、遅滞なく支払うものとします。

第9条（支払い）

1. ネットスターズは、加盟店との協議により、加盟店債務の支払方法として口座振替を選定した場合、第7条第1号乃至第5号の定めに従い算出した金額を、毎月末日締め、翌月末口座振替にて、加盟店の指定口座より引き落とすものとします。
2. ネットスターズは、加盟店との協議により、加盟店債務の支払方法として、ネットスターズの指定する金融機関の口座への振込の方法を選定した場合、第7条第1号乃至第5号の定めに従い算出した金額を毎月末日にて締め、加盟店に請求します。加盟店は、ネットスターズからの請求に基づき当該請求金額を翌末日までに支払うものとします。
3. ネットスターズは、第6条第2項但書きの定めに基づき、Vポイント付与率が変更された場合、当該変更を行った日の翌月1日より、当該変更後のVポイント付与率にてポイント付与代金を算出するものとします。
4. ネットスターズ及び加盟店は、第12条に基づきネットスターズ又は加盟店によりVポイントの修正処理が行われた場合及び第13条に基づき運営者によりVポイントの取消処理が行われた場合、当該修正処理及び当該取消処理によるVポイント数の増減に応じて、ネットスターズ及び加盟店間にてポイント付与代金の精算を行うものとします。但し、加盟店がV会員に対して付与したVポイントにつき、加盟店が当該修正処理又は当該取消処理を行う前に既に当該V会員により還元されてしまっている場合には、当該Vポイントは加盟店により正当に付与されたものとみなします。
5. 加盟店は、第12条に基づき運営者又は加盟店がVポイントの修正処理を行った場合及び第13条に基づき運営者がVポイントの取消処理を行った場合といえども、当該VポイントがV会員に付与されたものとして、システム使用料をネットスターズに支払う義務を有するものとします。

第10条（Vポイント還元）

1. 加盟店は、V会員の有するVポイント（加盟店以外の全てのVポイントプログラム参加企業が付与したVポイントを含みます）を参加店舗におけるVポイント還元対象商品の購入及びVポイント還元対象サービスの利用においてV会員に還元するものとします。但し、具体的な還元対象商品・還元対象サービス及び還元時期、還元方法等については、ネットスターズと加盟店との協議の上で決定するものとします。
2. ネットスターズは、加盟店に対し、ポイント還元費として、参加店舗においてV会員が還元したVポイント数に1円を乗じた金額を支払うものとします。

3. ネットスターズは、前項に従い算出した金額を毎月末日に締め、翌月末日までに加盟店の指定する銀行口座に振り込むことによりポイント還元費を支払うものとします。
但し、ネットスターズは、ポイント付与代金が当該月に発生する場合、ポイント付与代金とシステム使用料、その他全ての債務の合計額とポイント還元費を対当額で相殺することができるものとします。
4. ネットスターズは、前項においてポイント還元費が、ポイント付与代金とシステム使用料、その他全ての債務の合計額を超える場合、運営者が作成した計算書に従い、翌月末日までに加盟店の指定する銀行口座に振り込むことにより加盟店に対し当該超過分を支払うものとします。

第 11 条（V ポイントの失効）

1. 次の各号に該当するVポイントは、失効します。（1）V会員資格を喪失した会員の保有していた残存Vポイント（2）運営者が別途V会員に告知するVポイント有効期間の経過により無効となったポイント（3）有効期間の経過により無効となったクーポン券等に相当するVポイント。なお、「クーポン券等」とは、V会員がVポイント利用可能場所において、自己の保有するVポイントを利用して獲得することができるクーポン券、割引券等を含むサービスを受ける権利を指します。
2. 前項各号に該当したことにより失効したVポイント数に相当するポイント付与代金及びシステム使用料は、加盟店に対して返還されません。

第 12 条（修正処理）

運営者は、V会員の保有するVポイント数の修正処理を行うことができるものとします。なお、加盟店は別途運営者が提供するVポイントプログラムマニュアルに定める修正処理事由が生じた場合、当該マニュアルに従い、修正処理を行うものとします。

第 13 条（不正利用による取消処理）

ネットスターズ及び運営者は、Vポイントプログラムの不正利用があった場合、運営者の判断により当該不正利用により取得されたVポイントを取り消すことがあります。

第 14 条（数値と金額）

加盟店は、V会員に対するVポイントの付与及び加盟契約に基づく一切の金額の算出につき、ネットスターズ及び運営者の有するシステムにおける数値或いは金額に基づき、費用

の精算を行うことに合意するものとします。

第 15 条（加盟店専用 Web サイト）

1. 加盟店は、ネットスターズの提供する管理画面により、加盟店のV会員に対するVポイントの付与・還元実績を閲覧することなどができます。
2. 管理画面は、Vポイントプログラムの運用目的にのみ使用されるものであることを認識し、当該目的外の使用は一切しないことに同意するものとします。
3. 加盟店は、加盟店専用Webサイトの閲覧のために、別途ネットスターズから加盟店に対して付与されるID及びパスワード（当該パスワードは加盟店の任意により変更することができます）を善良な管理者の注意義務をもって管理し、不正に使用又は第三者に使用させてはならないものとします。
4. 加盟店は、管理画面の使用方法及びID、パスワードの管理につき責任を負うものとし、ネットスターズに何らの損害も与えないものとします。

第 16 条（データ送信）

1. 加盟店は、次の各号に定めるデータをネットスターズ及び運営者に無償で提供し、かつ、使用許諾を与えるものとします。
 - (1)V会員に付与したVポイントに関するデータ（会員識別番号を含む）
 - (2)V会員が利用した購買履歴データ（会員識別番号を含む）
 - (3)V会員が還元したVポイントに関するデータ（会員識別番号を含む）
 - (4)最新版の加盟店の商品情報
 - (5)最新版の加盟店の店舗情報
2. 加盟店は、ネットスターズに対し、前項第1号乃至第3号のデータについて、専用端末を通じ運営者に送信するものとします。
3. 加盟店は、第1項第4号及び第5号の情報を更新した時点で、速やかにネットスターズに報告するものとします。
4. ネットスターズ及び運営者は、第1項各号に定めるデータをVポイントプログラムの運営目的、顧客対応目的、V会員に対する販売促進施策の実施目的等のために使用するものとします。

第 17 条（V クーポン発行）

1. 加盟店は、参加店舗の専用端末から運営者の指定するVクーポンを発券することに同意します。なお、加盟店はVポイントプログラムマニュアルを遵守するものとします。
2. 運営者は、加盟店が参加店舗の専用端末からVクーポンを発券した場合、運営者がVクーポン発券サービスを提供した顧客から受領した対価の20%相当額を、Vクーポン発券に対する対価として加盟店に対し支払うものとします。但し、別途運営者との間で、当該対価に関する特約を交わした場合は、当該特約によるものとします。
3. 運営者は、毎年4月1日から3月末日までの1年間を精算対象期間として、前項に基づく対価を精算対象期間終了月の翌々月分の加盟店債務と相殺して支払うものとします。
4. 前項の定めにかかわらず、加盟契約締結日より当該締結日を含む月末までの期間においては、運営者の加盟店に対する第2項に定める対価は、発生しないものとします。
5. 第3項の定めにかかわらず、加盟契約が終了又は解約された場合、運営者の加盟店に対する第2項に定める対価は、発生しないものとします。

第 18 条（促進企画）

1. 運営者は、加盟店に対して、参加店舗等内外において、加盟店がVポイントプログラムののぼり・レジ周辺 POP・ポスター等（以下、「Vポイント関連ツール」といいます）を、Vポイントプログラムマニュアルに定める運営者の指定する場所に、加盟店の費用負担で設置・表示させることができるものとします。
2. 加盟店は、Vポイントプログラムの認知度向上、利用促進及びV会員の参加店舗の利用促進を目的に参加店舗の店頭、店内及び媒体（加盟店の出稿する外部媒体を含む）並びに参加店舗の宣伝広告や販売促進施策において、加盟店の費用負担で告知を行うものとします。
3. 加盟店は、Vポイントプログラムの認知度向上、利用促進及びV会員の参加店舗の利用促進を目的とする企画を行う場合、事前にネットスターズ及び運営者の書面による承諾を得るものとします。なお、当該企画の内容及び企画の実施に要する費用は、加盟店が負担するものとします。
4. 加盟店は、Vポイントプログラムの認知度向上、利用促進を目的とした告知を積極的に行うよう努力するものとします。

第 19 条（顧客対応）

1. V会員からの各種問い合わせは、原則として加盟店が解決するものとします。
2. 加盟店は、V会員からのVポイントプログラムに関する各種問い合わせに対して、加盟店のみでの解決が困難な場合、ネットスターズ及び運営者に対して、当該問い合わせ

対応の協力を仰ぐものとします。

3. 加盟店は、V会員からのVポイントプログラムに関連しない加盟店独自のサービスに関する各種問い合わせについては、加盟店自身で解決し、ネットスターズ及び運営者に協力を仰がないものとします。

第 20 条（システム及び専用端末の停止）

1. ネットスターズは、加盟店契約違反その他の債務不履行があった場合、当該加盟店の専用端末を停止し、加盟店による V ポイントプログラムの利用を中断させることができるものとします。
2. ネットスターズは、前項の定めに基づき、当該加盟店の専用端末を停止した場合といえども、加盟店が自己の債務を履行し、ネットスターズに対し専用端末の再開を申請した場合、当該加盟店による V ポイントプログラムの利用を再開させることができます。
3. システム基本料は、専用端末の停止期間中であっても発生するものとします。

第 21 条（情報の取扱い）

1. 加盟店は、V ポイントプログラムへの参加及びこれに密接に関連する業務により知り得た一切の事項（営業秘密、第 16 条第 1 項各号に定めるデータ及び加盟契約の内容を含むがこれらに限られない。）を善良なる管理者としての注意義務をもって取扱うものとし、ネットスターズの事前の書面による承諾がある場合を除き、いかなる理由があっても当該事項を第三者に開示又は漏洩してはならないものとする。加盟店は、万が一、当該事項の盗難、紛失、漏洩等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちにネットスターズに報告するものとし、ネットスターズの指示に従い対応するものとする。
2. 加盟店は、自己の従業員に対して情報の取扱いの重要性を教育し、守秘義務を徹底させるものとする。

第 22 条（競業）

1. 加盟契約に基づくVポイントプログラムの実施は、ネットスターズが同様又は類似のポイントサービスを第三者との間で検討及び実行することを妨げるものではありません。
2. 加盟店が、加盟契約の成立後、Vポイントプログラムと同様又は類似のポイントサービス（企業ポイントが付与される電子マネー決済を含みます）を自ら又は第三者との間で検討及び実行する場合、事前にネットスターズの書面による承諾を得なければなりません。

第 23 条（免責）

1. ネットスターズは、ストライキ・停電・テロ行為等の不可抗力、火災・地震等の天災

地変又はコンピュータウイルスの感染・インターネットの利用不能、又は通信事業者の責に帰すべき事由による障害に起因するVポイントプログラム実施に関するシステム（専用端末や加盟店専用Webサイトを含む）の不具合等、ネットスターズの合理的管理を超える事情によるVポイントの付与又は還元の履行の遅滞、停止等については、その事由の如何を問わず、加盟店に対し損害賠償等の責任を一切負わないものとします。但し、ネットスターズは十分な対策と迅速な復旧作業に努めるものとします。

2. 運営者は、加盟店が専用端末からの通信を行わない、Vポイントプログラムマニュアルの定めに従い操作しない等の加盟店の責に帰すべき事由によるVポイントの付与又は還元の履行の遅滞、停止等に基づく加盟店の損害その他の一切の損害について、損害賠償その他の責任を一切負わないものとします。

第 24 条（契約期間）

加盟契約は、ネットスターズから書面で提示された契約締結日から1年間経過した日まで有効となります。但し、期間満了の3ヶ月前までにネットスターズ・加盟店いずれからも書面による契約終了の申し出がない場合には、同一条件をもって、加盟契約を更に1年間延長するものとし、以後も同様とします。

第 25 条（中途解約）

1. ネットスターズ及び加盟店は、前条の定めにかかわらず、加盟契約の有効期間中であっても3ヶ月前までに相手方に書面により通知の上、加盟契約を解約することができるものとし、以後も同様とします。
2. ネットスターズ及び加盟店は、中途解約にあたり、解約日までに発生した加盟契約に基づく債権債務（解約日までのシステム基本料を含むが、これに限られない）を、解約日の属する月の翌月末までに精算するものとし、以後も同様とします。

第 26 条（契約違反の場合の解約権）

1. ネットスターズは、加盟店が次の各号の一に該当した場合であつて、加盟店に対し相当の期間を定めてその是正を催告し、加盟店がその期間内にこれを是正しないときは、直ちに加盟契約を解約することができるものとし、以後も同様とします。
 - (1) 加盟店が加盟契約に違反した場合
2. ネットスターズは、加盟店が次の各号の一に該当した場合には、加盟店に対する何らの催告を要さず、直ちに加盟契約を解約できるものとし、以後も同様とします。
 - (1) 手形、小切手の不渡り又は銀行取引停止処分を受けたとき
 - (2) 自らの債務又は保証等により第三者から差押、仮差押、強制執行、仮処分、競売（将来の法改正により同様の手続が創設された場合にはそのような手続含む）又は公租公課による滞納処分を發せられたとき
 - (3) 破産、民事再生、会社更生（将来の法改正により同様の手続が創設された場合にはそのような手続含む）の申立て（保全処分を含む）があつたとき、又は清算（特別清算含む）の申立てないし手続に入ったとき
 - (4) 理由の如何を問わず、監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (5) 信用資力の著しい低下があつたとき、またこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があつたとき
 - (6) 解散の決議をしたとき
 - (7) 相手方又は消費者に対する詐術その他背信行為があつたとき
 - (8) Vポイントプログラム全体又は他のVポイントプログラム参加企業の信用を傷つけたとき
 - (9) 加盟契約を継続し難い客観的な事由が発生し、著しく信頼関係が失われたとき
 - (10) 反社会的勢力（平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が反社

会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいいます。以下同じ。) と関係を有することが判明し、又は有する可能性がある
と運営者が判断したとき

- (11) 加盟店が営む事業が、宗教・政治・マルチ商法・性風俗産業・刑法上の賭博と関係を有することが判明し、又は有する可能性がある
と運営者が判断したとき
 - (12) 参加店舗が屋台等の移動式店舗又は無店舗型営業であることが判明したとき
 - (13) 参加店舗での営業日数が年間90日以下であることが判明したとき
 - (14) 参加店舗での主たる営業内容として、法令等によりポイントの付与・還元が認められていない事業であることが判明したとき
 - (15) 加盟店を営む個人事業主が死亡したとき
 - (16) 加盟店を営む個人事業主が被成年後見人、被保佐人又は被補助人となったとき
 - (17) その他前各号に準ずる事由が生じたとき
4. 第1項及び第3項の規定は、ネットスターズの加盟店に対する損害賠償請求の権利を妨げるものではありません。

第 27 条 (契約終了時の措置)

- 1. ネットスターズ及び加盟店は、第24条又は第25条の定めに従い、加盟契約が終了し、加盟店がVポイントプログラムから脱退する場合、当該契約終了日の3ヵ月前から加盟契約終了日までの間、V会員に対し、ネットスターズの指定する告知方法により、加盟店のVポイントプログラム脱退につき、告知するものとします。なお、当該告知は、加盟店の費用負担で実施されるものとします。
- 2. 加盟店は、第26条の定めに従い、加盟契約が終了する場合、加盟店がVポイントプログラムから脱退する旨の告知を、ネットスターズの指示に従い直ちに実施し、加盟契約終了後3ヶ月が経過する日まで告知を継続するものとします。なお、当該告知にかかる費用については、加盟店の負担とします。
- 3. 加盟店は、加盟契約の終了にあたり、V会員からのクレーム等の問題が生じないよう最善の措置を講じるものとし、加盟契約の終了に関するV会員からの問い合わせに適切に対応するものとします。

第 28 条 (商標使用許諾)

- 1. 加盟店は、運営者及びVポイントプログラム参加企業に対し、加盟契約の有効期間中、Vポイントカードの券面及び告知物等において、ネットスターズ及びVポイントプログラム参加企業が、別途加盟店が運営者に指定する加盟店の所有する商標（以下「ロゴマーク」といいます）をVポイントプログラムの運営目的のために無償で使用する権利を許諾します。

2. 加盟店は、ネットスターズ及びVポイントプログラム参加企業に対し、加盟契約の有効期間終了後6ヶ月経過する日までに発行されたVポイントカードに関しては、加盟契約終了後もVポイントカードの券面又はネットスターズの運営するウェブサイト上において、ネットスターズ及びVポイントプログラム参加企業がVポイントプログラムの運営目的でロゴマークを無償で使用することを許諾します。
3. 加盟店は、運営者の指定する商標を加盟契約期間中、Vポイントプログラムマニュアルの定めに従い使用できるものとします。
4. 加盟店は、ネットスターズが指定する商標以外の運営者の商標及びVポイントプログラム参加企業の所有する商標の使用を希望する場合、事前にネットスターズに申請の上、ネットスターズの承諾を得るものとします。

第29条（会員情報）

1. V会員に関する個人情報は、すべて運営者にのみ帰属するものとします。
2. 加盟店は、管理画面で確認できるV会員の情報（会員識別番号を含みます）を、管理画面でのポイントの付与及び還元実績の確認とV会員からの問い合わせ対応目的以外に使用しないものとします。

第30条（譲渡制限）

加盟店は、ネットスターズの事前の書面による承諾がない限り、第三者に、加盟契約上の地位を譲渡したり、賃貸したり、担保に供する等の処分をしてはならないものとします。加盟契約から生じる個別の権利又は義務についても同様とします。

第31条（反社会的勢力に関する表明保証）

加盟店は、自己が反社会的勢力に該当しないこと、及び反社会的勢力と一切関係を有していないことを表明し、保証します。

第32条（存続条項）

第9条第4項、第10条第3項、第12条、第13条、第21条、第27条第2項及び第4項、第28条第2項、第32条乃至第36条の規定は、加盟契約終了後もその効力を有するものとします。

第33条（損害賠償）

加盟店は、加盟契約の履行に関し、自己の責に帰すべき事由によりネットスターズ、運営者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。 2024.8.1

第34条（協議）

加盟契約に規定しない事項については、ネットスターズ・加盟店協議の上誠意をもって解決にあたるものとします。

第 35 条（準拠法）

加盟契約上で企図する一切の行為は、日本法に準拠し、これに従って解釈されるものとします。

第 36 条（合意管轄）

ネットスターズ、運営者及び加盟店は、加盟契約の各条項の規定について紛争を生じた場合の管轄裁判所は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。